



**Q 保険料を納めるのは五十九歳までか、六十歳までか**

国民年金の老齢年金の受給資格を得るには「二十五年間保険料を続けて納めていなければならぬ」のですが、その二十五年間というのは「六十歳まで」とか「五十九歳まで」とか、いろいろ表現されていて混乱します。正確にはどうなんですか？

**A** 「満六十歳となるまで」です。つまり、五十九歳が終るまでということになりますので満五十九歳と十二カ月のときまで、というのが正確な言い表し方です。  
ふつう、わたしたちは、年齢をきかれても何歳何ヵ月とは答えません。五十九歳十ヵ月でも五十九歳と言いますので、あいまいと言えばあいまいです。しかし、こと権利に

関することがらは、あいまいでは困ります。  
正確にいえば、満年齢は誕生日の前日に成立しますので誕生日は「満〇〇歳と一日」に当たります。  
そこで、受給資格を得るための制限年齢の計算は、五十九歳の終るときまでとなりますが、逆に、六十歳となる月の前の月までとおぼえておけば間違いありません。

**Q 繰上げ支給を希望すると…**

現在六十歳です。聞くところによると六十五歳前でも老齢年金をもらえるそうですが繰上げてもらうとどうなりますか。私は二十一年間保険料を納めています。

**A** 老齢年金は六十五歳から支給されますが、六十歳以上で希望すれば六十歳～六十四歳の希望する年齢から繰上げてもらうことができます。この場合、年金額は支給を希望する年齢によって、表のとおり年金額が差し引かれた額となっております。  
なお支給の繰上げ請求した人の年金額は、支給を希望したときの年齢に応じて一定の額が減じられ、六十五歳以後

になっても、その額は引き上げられることなく、一生減額された年金をうけなければなりません。老齢年金の支給の繰上げを請求するときは、この点を十分考えて行う必要があります。

繰り上げ支給を希望する年齢	支給割合	年金額
60歳以上～61歳未満	0.58	295,800円
61歳以上～62歳未満	0.65	331,500円
62歳以上～63歳未満	0.72	367,200円
63歳以上～64歳未満	0.80	408,000円
64歳以上～65歳未満	0.89	453,900円
65歳（正常の支給年齢）	1.00	510,000円

(年金額は21年間保険料を納めたときの昭和57年8月現在の額)

**忘れずに提出しよう**

**現況届を**

年金の支払いは、皆さんが希望した金融機関や郵便局で行われていますが、引き続き年金を受けるためには、年一回「国民年金受給権者現況届」という届けを出さなければなりません。この届けは「現在も元気に暮らしております」という報告と言ってもよいでしょう。



老齢年金・通算老齢年金をうけている方は、社会保険庁から「現況届」の用紙が送られてきますから、説明をよく読んで、必要な事項を記入して市長の証明を受けて提出して下さい。

○提出期限は、あなたの誕生日月の末日です。  
○届出用紙は、はがきになっていますが、折り曲げたり汚したりしないで切手をはってポストに入れて下さい。  
○受給権者がすでに死亡している場合は、「国民年金老齢年金、通算老齢年金受給者死亡届」を遺族の方は、市役所年金係に提出して下さい。  
なお、現況届が期限までに

提出がされませんと、年金の支払いが受けられなくなることもありますのでご注意ください。  
不明な点がありましたら市役所年金係におたずね下さい。

**国民年金に加入しましょう**

**加入しましょう**

「はたち」のみなさん  
二〇歳になったら、他の年金に加入していない人は、国民年金へ加入の手続きをしましょう。市役所市民課年金係・各出張所で手続きしましょう。  
なお、年金係では二〇歳になられる方には、電話照会・文書・小冊子による加入勧奨を実施しております。制度についてご理解のうえ加入手続きをして下さい。

